

「野良猫は全て地域猫である」・閉会宣言

従来の、犬猫を殺す行政から、平成24年8月の法改正により「犬猫を殺さない行政」へと変わった。即ち、猫については、所有猫は終生飼養義務に基づいて引取りの制限がされ（35条1項、3項、付帯決議6項）、駆除目的に捕獲された飼い主のいない猫の引取りは動物愛護の観点から原則として認められない（付帯決議8項）こととなり、やむをえない場合のみしか引取りができないとされた。これにより、野良猫は基本的に社会に存在することとなった。

社会に存在する野良猫については、不妊去勢手術を施して地域住民の合意の下に管理する地域猫対策を行い、猫の苦情件数の低減と猫の引取り頭数の減少に効果があるとして、官民挙げて推進を図る、との付帯決議（8項）がされた。

現在、全国の行政にて、地域猫対策と「殺処分頭数をゼロに近付けることを目指して最大限努力」（付帯決議6項）することを目指して取組がなされており、行政において、地域猫や殺処分ゼロを目指す積極的な取組が紹介された。

しかし、本日の報告において、今なお、野良猫や、飼い猫を積極的に引取り殺処分をする行政があることが明らかとなった。

従来、地域猫は、猫餌やりないしTNR活動（野良猫を捉え、避妊去勢をし、元の場所へ戻す）によって、殺処分行政ではなく、野良猫と共生して野良猫問題を解決することを目的としていた。しかし、これに対して、住民からは、猫の糞尿、鳴き声、アレルギーなどの苦情が出され、「連れて帰れ。持ち帰れなければ餌やりするな」「猫餌やりをしなければ野良猫はいなくなる。」と言われている。この苦情は、昔から社会に共生してきた猫に対しては行き過ぎた苦情であり、また、住民の受益のためにされている猫餌やりによる地域猫活動への誤解を含むものである。

従来の地域猫は、個人の猫への思いに基づいて大きな成果を上げてきたが、地域住民の無理解、新たな捨て猫、個人の力の限界もあり、これだけで地域猫が完遂されないことも明らかとなった。

地域全体の、野良猫の把握と避妊去勢をし地域猫を保護するためには、地域全体で取組むことが必要である。即ち、猫餌やりだけでは限界があり、行政が核となって、避妊去勢をし、地域住民の理解と協力を得るための取組が必要である。野良猫の把握と保護のためには現場の猫餌やり者の協力が必要であり、行政が、地域住民の理解を得て、官民一体で行うことが必要であることが明らかとなった。

現在、複数の人達の申入があるときにのみ行政が地域猫に協力をするという受け身的な行政があるが、それでは地域猫の完遂は無理と考えられ、また、環境省の地域猫プランなどで、猫餌やりの制限ないし禁止をし、行政によっては猫餌やり禁止看板を立てる例があるが、それでは、猫餌やりが反社会的行為と住民や社会に受け取られ、地域住民の無理解と地域猫を支える猫餌やりを排除する結果を招き、地域猫の土台を崩すことにつながる。

地域猫問題は、行政が核となって、避妊去勢と地域住民の理解を得て、猫餌やりと共同して推進することが必要であることが明らかとなった。

行政の引取はやむを得ないときに引取るが、これは、やむをえない限り引取をしてはならないことが法律の趣旨と言うべきである。

やむをえず行政が引取をした猫は、その命と猫の福祉のために（法1、2条）、その譲渡に最大限努める（35条各項）。引取猫は、犬猫の殺処分を目的としてきた「動物愛護センター」ではなく。動物の保護、福祉を目的とする公的シェルターの設置が求められる。シェルターは、人と動物のふれあいと共生の場であることが求められる。行政は、動物保護団体との共同作業により譲渡先を見つけ（35条4項、6項）、また、一般人の自由な立ち入りやふれあいを通じて譲渡を推進することなどが求められる。京都市の取組は注目されるものである。

国、環境省は、行政の犬猫引き取りについて、必要な事項を定め、費用の一部を補助することが求められる（35条7項、8項）

猫の遺棄は、動物犯罪であり、地域猫制度の障害にもなるが、平成26年7月30日に、名古屋地検は「遺棄とは危険な場所に捨てることを指し、畑に逃がした行為は遺棄にはあたらない」として不起訴処分としたが、明らかに誤っている。「遺棄」とは、遺棄されるものの生命・身体に危険を及ぼす行為であり、それは「保護さ

れた状況から保護されない状況に置く」ことである。畑や、山林や、公園などへ猫を逃がす行為が遺棄にならないとすれば、そのような場所に猫を棄ててよいこととなる。しかし、このような解釈や処理は到底許されない。

また、兵庫県ではアニマルポリスが設営されたが、猫の遺棄、全国で発生する猫の殺傷の犯罪、猫のホーダーなどの動物虐待など、動物犯罪について、警察、検察の積極的な法律の運用が強く求められる。

従来、行政の殺処分の根拠とされてきた狂犬病予防法に基く2日間の公告で、5日から10日間で殺処分をする措置は、生後90日以内の犬は狂犬病に罹患しない犬は同法の適用外とされており（同法4条1項）、同法は、狂犬病に罹患していない犬猫を排除しているところ、狂犬病に罹患していない犬猫を同法で殺処分する行政は、法律の誤った運用と考えられ、場合により、みだりな殺傷行為の犯罪にあたることも考えられる。

本日、東北大震災で被災した野良猫、犬が放置された報告がされたが、震災後3年半を経過しながら、野良犬猫が現場に放置され、被災動物は未解決の状況にあるが、環境省においては、早急に、必要な被災犬猫の実態把握とその保護をするための基本指針を策定し、これに基づいて都道府県が動物愛護管理推進計画を策定することを求める（法6条）。

上記の宣言と決議をもって、閉会の宣言をする。

2014年11月1日

THEペット法塾動物法交流集会 参加者一同